

## 第1部 基本的考え方

### I 目指すべき社会

男女共同参画社会の実現により目指すべき社会は、次のようなものである。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

### II 最近の社会情勢についての認識

平成 11 年6月の男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)の施行後、とりわけ平成 17 年 12 月の男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)(第2次)の策定後、次のような社会情勢の変化があったものと認識している。

#### 1 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

総人口が減少に転じるとともに少子・高齢化の進展による労働力人口の減少、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加や個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴う地域社会における人間関係の希薄化などがみられる。

#### 2 経済の低迷と閉塞感の高まり

企業収益の低迷や金融・雇用の先行き不安などによる経済の低成長の継続・消費の低迷、地域経済の疲弊、世界規模の経済危機の日本経済への波及などがみられる。

#### 3 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大

失業者や非正規労働者の増加、「男性は収入が安定した正社員」「誰もが結婚できる」といった前提の崩壊、生育家庭の経済状況によって子どもの教育・学習の機会が奪われるといった貧困の「世代間連鎖」の懸念などがみられる。

#### 4 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

国際化の進展等による定住外国人の増加、企業の国際展開による国際的な人の移動の活発化などがみられ、国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要性が高まっている。

### III 基本法施行後 10 年間の反省

基本法の施行後、2次にわたる基本計画に基づく取組を行ってきたが、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかった理由として、次のようなことが考えられる。

- 1 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取組が不十分であった。

：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった意識は、弱まってきているが未だ根強い。

2 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。

：男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性のみの課題として認識されることも多く、また男性の意識が低く、家庭内等の「小さな」課題と捉えられがちで、地域などで関心のある人々が学習をしてもそれが社会全体の変革にはつながらなかった。

3 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。

：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、固定的性別役割分担を前提とした制度の変革、ライフスタイルの多様化に対応した制度や枠組みの整備が遅れるなど、強力なリーダーシップが不足していたほか、男女共同参画を進めることが経済や社会全体の活性化につながるという意識が、各主体のリーダーに不足していた。

4 男女のセーフティネットや女性のライフコースへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。

：雇用・就業状況の変化や家族・地域の変容等に対応したセーフティネットが不十分であったため、経済・雇用情勢の急激な悪化によって様々な困難を抱える人々が増加したほか、M字カーブの解消や長時間労働の抑制などの成果につながらなかった。

#### Ⅳ 第3次基本計画の策定に当たっての留意点

以上述べたような現状認識や反省の上に立って、第3次基本計画を策定するに当たり、次の点に留意する必要がある。

1 基本法施行後10年間の反省を踏まえて、実効性あるアクション・プランとする。このため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した上で、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。

2 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「子ども・子育て支援策」「人権施策」など、政府が一体となって省庁横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。

3 女子差別撤廃委員会からの最終見解(2009年8月)における指摘事項について、点検するなど、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内施策における実行などにより、国際

的な協調を図る。その際、国際的な概念や考え方(ジェンダー<sup>1</sup>等)を重視する。

- 4 計画の策定過程の透明化を進め、策定過程で NGO を含めた国民の意見を反映するなど、計画策定のプロセスを重視する。

## V 改めて強調すべき視点

第3次基本計画の策定に当たって改めて強調すべき視点は次のとおりである。

### 1 女性の活躍による社会の活性化

- ・ 経済の低迷と閉塞感の高まりや、高齢化が進む中、女性を始めとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められる。
- ・ 女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、単に労働供給を量的に確保するという観点ではなく、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムの構築にとって不可欠である。

### 2 男性にとっての男女共同参画

- ・ 多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするため、男女共同参画を男性の視点から捉えることも不可欠である。
- ・ 長時間労働の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的なアプローチが必要である。

### 3 子どもにとっての男女共同参画

- ・ 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を目指すとともに、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成は、持続可能な社会を形成するためにも重要な視点である。
- ・ 家族の形態、個人のライフスタイルなどが多様化する中で、ひとり親家庭の子どもや、性暴力の被害を受けている女兒など支援が必要な子どもも増えており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

### 4 様々な困難を抱える人々への対応

- ・ 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等により就業を中断することが多いこと、非正規雇用が多いこと、女性への暴力が自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を困難にしていることなどを背景に、貧困や生活上の困難に陥りやすい。特に、

---

<sup>1</sup> 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

高齢単身女性や母子世帯層などで相対的貧困率が高い。また、障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで更に複合的な困難を抱えている場合が少なくない。

- ・ 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画の推進が様々な困難を抱える人々が直面する問題の解決に不可欠である。

## 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。
- ・ 暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取組を総合的に推進することが必要である。

## 6 地域における身近な男女共同参画の推進

- ・ 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、地域における意思決定システムへの女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動などへ多様な者が参画することが必要である。
- ・ 地域において男女共同参画を推進することが、様々な活動を行っているあらゆる人々にとっての身近な男女共同参画につながる。

# VI 喫緊の課題

5年間の計画期間において取り組む制度的な課題のうち、特に早急に対応すべき主な課題は次のとおりである。

## 1 分野や実施主体の特性等に応じた実効性あるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

- ・ 「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要である。

そのための具体的な手段としては、クォータ制(法的根拠のある強制型割当制・自発的割当制など)やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な方法があり、分野や実施主体の特性に応じ、実効性あるポジティブ・アクションを推進することが重要である。

- ・ 特に、政治、行政、雇用、教育等の分野における女性の参画促進のためのポジティブ・アクションの実施については、女子差別撤廃委員会の最終見解において、2年以内にフォローアップを行うこととされており、効果的なポジティブ・アクションの実施が不可欠である。

## 2 より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

- ・ 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。
- ・ 男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、育児や介護など家庭で担われている役割の評価やジェンダー予算の検討を行うとともに、ジェンダー統計の活用を進める。また、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への変更といった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。

## 3 雇用・セーフティネットの構築

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、求職中の離職者や女性が半数以上を占める非正規労働者などへのしわ寄せをもたらす。

女性が当たり前に通き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消やM字カーブの是正、均等待遇の確保、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組が必要である。

- ・ 貧困や人間関係など生活上の様々な困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域による相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築など、個人のライフコースに沿った切れ目ないサービスの提供が必要である。
- ・ 障害者や定住外国人など、女性であることで更に複合的な困難を抱えている場合に、適切な支援が必要である。

## 4 推進体制の強化

- ・ 男女共同参画社会の形成には、推進力を一層強化していく必要がある。国内本部機構の機能を最大限に発揮できるようにするなど、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、基本計画や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能の強化が必要である。
- ・ 地方公共団体や民間団体等における取組への支援を行い、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、有機的に連携して取り組む必要がある。